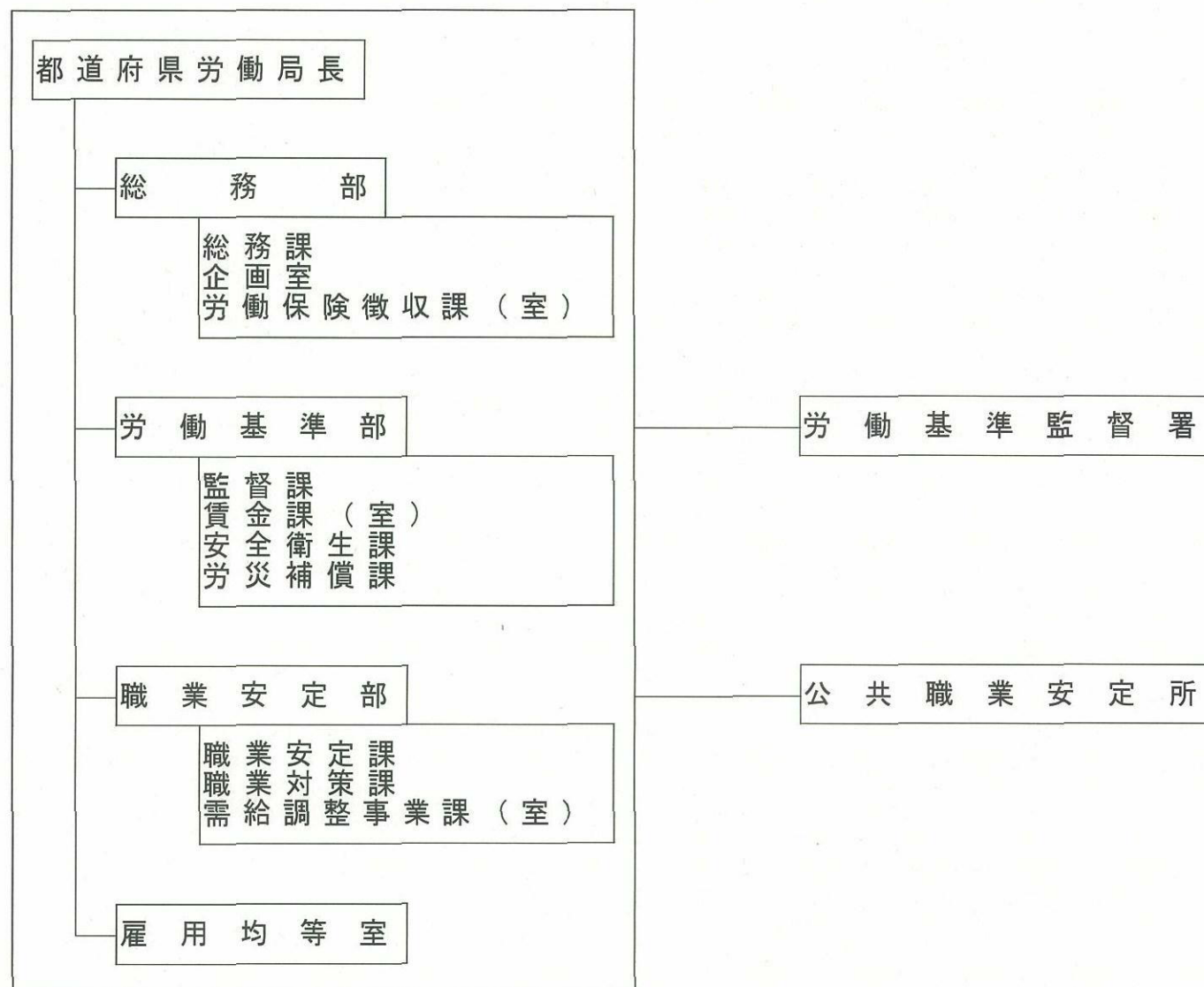


現在の都道府県労働局の組織等

現在の都道府県労働局の標準的な組織体制



現在の都道府県労働局の組織及び主な事務

都道府県労働局 (47局) (5, 311人)

- 管轄する労働基準監督署及び公共職業安定所の人事・予算・業務管理
 - 都道府県や関係団体と連携した総合的な施策の企画立案
 - 都道府県全域を対象とする業務を直接に執行
- ・ 雇用対策における都道府県との連携、地域雇用開発
 - ・ 民間需給調整事業者(派遣、紹介等)の指導監督等
 - ・ 助成金の審査
 - ・ 高年齢者・障害者など就職困難者に対する雇用管理の改善
 - ・ 雇用均等業務(男女雇用機会均等、育児休業・介護休業制度等、仕事と家庭の両立支援)
 - ・ 個別労使紛争の調整
 - ・ 労働保険の適用・徴収
 - ・ 都道府県別の最低賃金の決定
 - ・ 悪質、複雑な労働犯罪に係る捜査・送検
 - ・ 捜査に関する検察庁との調整
 - ・ ボイラー等の製造許可、健康管理手帳の交付など労働災害防止・職業性疾病予防対策
 - ・ 義肢、補装具の支給など被災労働者の社会復帰対策

公共職業安定所(ハローワーク) (438所、96出張所、16分室) (12, 001人)

- 職業紹介
- 求人受理、事業主指導
- 雇用保険の適用、被保険者の資格取得・喪失
- 雇用保険の受給資格の決定、失業の認定、失業給付の支給決定・支払い
- 助成金の申請受理

労働基準監督署 (321署、4支署) (4, 933人)

- 事業場に対する監督指導、労働条件に関する申告・相談等の処理、司法事件の捜査、労働時間短縮の指導、各種の許可・認可
- 労働災害防止・職業性疾病予防の指導、ボイラー等の落成検査等、災害調査
- 労災保険の給付、労働保険成立届受理、年度更新